

議会運営委員会 所管事務調査報告書

令和6年4月26日

犬山市議会議長

柴田浩行様

議会運営委員長

大沢秀教

本委員会は、地方自治法第109条第3項及び犬山市議会会議規則第97条第2項の規定に基づき、下記の事項について調査したので、犬山市議会会議規則第102条の規定に基づき報告します。

記

1. 調査事項

議案質疑の通告制導入について

2. 調査目的

本市議会では、一般質問では多くの傍聴者が来庁するが、議案質疑では傍聴者が少ない状況にある。

一般質問では通告制をとっているため、市民は事前に質問内容が把握でき、関心のある質問を選択して傍聴できる利点があることから、議案質疑も通告制にすることで同様の効果が期待できる。

また、通告制にすることで、当局がより正確で情報量の多い丁寧な答弁を行うことにより、市民の理解度を増すことができるため、議案質疑の通告制導入について、調査・研究を行う。

3. 調査方法

(1) 現状把握（本市議会の現状分析、導入自治体の実施方法調査）

日 時 令和5年7月18日 午前10時から午前11時25分まで

場 所 第3委員会室

出席委員 7名（全員）

主な内容

- ・犬山市定例議会における傍聴者数と議案質疑実績（令和元年6月議会から令和5年2月議会まで）の確認
- ・犬山市議会の質疑、発言及び発言通告に関する規定の確認
- ・近隣自治体の議案質疑の通告制導入状況の確認
- ・議案質疑の通告制を導入するメリット・デメリットの確認

認

- 主な意見
- ・議員に与えられている権利が狭まる可能性がある。
 - ・議会側のチェック機能が制限されてはならない。
 - ・当局側が問題意識を持って、様々な角度から答弁を練り上げていく準備も大事だと思う。
 - ・関連質疑も含めて、通告のない議員の質疑も認めていくべき。
 - ・無通告の質疑に対して、どう答えるかによって当局側のクオリティを上げてもらいたい。議員もその答弁を読み込むことによってクオリティを上げていくという、切磋琢磨の意識が削がれる可能性がある。
 - ・過去には議案から逸脱した幅の広い質疑もあり、答弁がぐいちがうこともあった。

(2) 委員間討議 (11月定例議会での試行に向けて)

- 日時 令和5年8月3日 午後1時28分から午後2時25分まで
場所 第3委員会室
出席委員 7名(全員)
- 主な意見
- ・当局が調査する時間がとれ、より深い答弁が期待できる。
 - ・通告制がよいか悪いか、試行してみないと分からない。
 - ・通告内容は討論の通告内容ぐらいでよいのではないか。
 - ・通告期限や通告内容を精査する必要がある。
 - ・11月定例議会での試行に向けて通告方法等を検討していく。

- 日時 令和5年9月1日 午前10時44分から午前11時46分まで
場所 第3委員会室
出席委員 7名(全員)
- 主な内容
- ・議案質疑における通告制の試行案の確認
 - ・議案質疑通告書の記載内容、本会議進行方法の確認
- 主な意見
- ・一問一答に拘らず議員の判断で1問目と2問目をまとめて質疑できる運用を認めてもらいたい。
 - ・無通告の質疑(関連質疑や通告期限終了後に気が付いた内容を含む)ができるのであれば、問題ない。
 - ・通告期間終了後に、他の議員と質疑内容が重複していることが判った場合は、議員の判断により、議案質疑当日でも取り下げることができる運用であればよい。

日 時 令和 5 年 9 月 25 日 午前 11 時 9 分から午前 11 時 30 分まで
 場 所 第 3 委員会室
 出席委員 7 名（全員）
 主な意見 ・無通告の質疑（関連質疑や通告期限終了後に気が付いた
 内容を含む）ができるのであれば、問題ない。
 ・検討した試行案で、11 月定例議会で行うことを 10 月 16 日
 の全員協議会で説明し、了承を得る。

(3) 11 月定例議会での試行状況

対象議案 9 議案（条例 2、人事 1、補正予算 6）
 通告期間 令和 5 年 11 月 30 日から 12 月 7 日まで 6 日間（土日除く）
 通告者数 9 人
 提出日 1 日目 4 人、2 日目 2 人、3 日目 0 人、4 日目 2 人、
 5 日目 1 人、6 日目 0 人
 通告質疑 第 103 号議案（附属機関設置条例一部改正）2 人
 第 105 号議案（教育委員会委員任命）1 人
 第 106 号議案（一般会計補正予算）9 人、
 第 108 号議案（犬山城費特別会計補正予算）1 人
 無通告質疑 第 109 号議案（介護保険特別会計補正予算）1 人
 傍聴者数 0 人
 （一般質問傍聴者に議案質疑の傍聴案内や、議案質疑の
 通告内容をホームページに掲載したが、傍聴者が増える
 ことはなかった。）

(4) 委員間討議（11 月定例議会での試行を終えて）

日 時 令和 5 年 12 月 20 日 午後 1 時 21 分から午後 2 時 20 分まで
 場 所 第 3 委員会室
 出席委員 7 名（全員）
 主な意見 ・当局の答弁が深いものになった。
 ・通告書を提出する前に、当局に事前相談するよう求めら
 れたことに違和感を覚えた。
 ・今回は議案が少なかったが、議案が多い時には通告期間
 が短いと感じた。
 ・当局の答弁が丁寧で、議事が止まることもなくスムーズ
 だった。
 ・質疑は多く出たが、深い内容であったかどうか検証する
 必要がある。
 ・当局の答弁のための事務量が逆に増えていないか。
 ・議案の多い 2 月定例議会でも試行し、通告による質疑、

無通告の質疑（関連質疑や通告期限終了後に気が付いた内容）の３パターンで検証したい。

(5) 2月定例議会での試行状況

対象議案	30議案（条例15、単行1、人事6、当初予算8）
通告期間	令和6年2月27日から3月7日まで 8日間（土日除く）
通告者数	14人
提出日	1日目2人、2日目0人、3日目3人、4日目1人、 5日目3人、6日目1人、7日目1人、8日目3人
通告質疑	第3号議案（手話言語普及条例制定）1人（当日欠席） 第6号議案（附属機関設置条例一部改正）1人 第7号議案（職員定数条例一部改正）2人 第10号議案（会計年度任用職員給与条例一部改正）1人 第14号議案（廃棄物減量条例一部改正）1人 第19号議案（工事請負契約）1人 第26号議案（一般会計当初予算）13人（内1人は当日欠席） 第32号議案（水道事業会計当初予算）1人
関連質疑	第6号議案（附属機関設置条例一部改正）1人 第26号議案（一般会計当初予算）1人
無通告質疑	第8号議案（議員報酬条例一部改正）1人（中断1回） 第14号議案（廃棄物減量条例一部改正）1人（中断1回） 第26号議案（一般会計当初予算）2人（中断1回） 第32号議案（水道事業会計当初予算）1人（中断2回） 第33号議案（下水道事業会計当初予算）1人（中断2回）
傍聴者数	1日目3人、2日目1人 合計4人 （一般質問傍聴者に議案質疑の傍聴案内や、議案質疑の通告内容をホームページに掲載したが、傍聴者が増えることはなかった。）

(6) 委員間討議（2月定例議会での試行を終えて）

日時	令和6年3月21日 午前10時53分から午前11時51分まで
場所	第3委員会室
出席委員	7名（全員）
主な意見	・ 当局の答弁がよく理解できた。 ・ 関連質疑、無通告質疑も認められており、試行結果は良好であった。 ・ 通告内容の修正や取下げがあるということは、事前協議になる。通告内容を当局から言われて変更することは、

議員の質の問題でもあるが、当局の都合のいいように聞き方を変えさせられたともとれる。期限内に通告はしなかったが、前もって口頭で通告したにも関わらず、何回も中断した。通告されたこと以外は、準備していないのではないか。質が深まったとは言えない。

- ・事前協議は、再開日 1 週間前の全員協議会での説明に質疑を行うことだと認識している。再開日に議案が上程され、議案説明があった以後は、議案の内容を当局に確認することは、事前協議ではない。精読期間を有効に活用して、議案の内容を当局に確認することで、本会議での質疑に値するかどうか判断できる。

協議結果 採決の結果、賛成多数で議案質疑の通告制を提案していくことで決定した。

4. 調査結果

委員間討議を踏まえ、以下の 3 点について意見集約した。

- (1) 議案質疑の通告制導入により、現状では傍聴者が増える効果は見込めないが、議案質疑に関心をもってもらえるように情報発信をしていく。
- (2) 議案質疑の通告制導入により、当局から正確で情報量の多い答弁を期待できる。
- (3) 議案質疑の通告制導入に否定的な意見もあるが、関連質疑や無通告質疑も認められており、試行した結果、通告制導入によるデメリットよりもメリットの方が大きいと認められるため、会議規則の改正を提案する。